

## 第二二回

### 参第九号

#### 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（案）

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「昭和十六年十二月八日以後、戦地における勤務」を「昭和十二年七月七日以後、事変地又は戦地における勤務」に、同条第二項中「戦地」を「事変地又は戦地」に改める。

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は疾病にかかったときは」を「又は疾病にかかった場合において、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視することを相当と認めるときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 軍人軍属が昭和十六年十二月八日以後戦地における在職期間内に負傷し、又は疾病にかかった場合において、公務以外の事由により負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、第二十三条第一項第一号及び第三十四条第一項の規定の適用については、援護審査会の議決により、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。ただし、戦地における在職期間内若しくは戦地における在職期間に引き続く昭和二十年九月二日以後の海外における在職期間内又はこれらの期間の経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内にその負傷又は疾病により死亡した場合に限る。第四条に次の一項を加える。

5 第二項に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める。

第二十三条第一項に次の一号を加える。

三 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和二十七年四月一日前に死亡した軍属又は軍属であつた者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表の二に定める程度の不具廃疾の状態にあつたもの（重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつた者及び当該不具廃疾となつた日において日本の国籍を有しなかつたか、又はその後日本の国籍を失つた者を除く。）の遺族

第二十三条第二項中「軍属又は軍属であつた者」の下に「（第二項の規定により軍属とみなされる者を含む。）」を加え、「前項第一号」を「第一項第一号又は第三号、第二項及び第五項」に改め、同項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 前項第一号の規定の適用については、次の各号の一に該当する者で第二条第一項第二号又は第三号に該当しないものは、軍属とみなし、その者のそれぞれ各号に規定する負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

一 旧国家総動員法（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号））及び旧関東州国家総動員令を含む。以下同じ。）に基いて徴用され、又

は総動員業務につき協力をさせられた者について、徴用又は協力に係る令書又は通知を受けた日から徴用又は協力を解除された日までの期間内に戦闘又は作戦行動に関連する業務に従事中に生じた業務上の負傷又は疾病

二 もとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者（昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者を含む。）について、その者の当該戦闘に参加した期間（国民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出動した期間）内における当該戦闘に基く負傷又は疾病

三 もとの陸軍又は海軍の要請に基いてその作戦行動に関連する業務に従事した者で前各号に該当しないものについて、その者の第三条第二項に規定する事变地又は戦地における当該業務に従事した期間内における業務上の負傷又は疾病

四 もとの陸軍又は海軍所属の病院に勤務し傷病者の救護の業務に従事した者について、その者の当該勤務の期間内における業務上の負傷又は疾病

3 第一項第一号の規定の適用については、前項第一号、第三号若しくは第四号に規定する業務のため第三条第二項に規定する事变地若しくは戦地に赴いた者又は第三条第二項に規定する事变地若しくは戦地において前項第二号に規定する戦闘に参加した者が、昭和二十年一月一日以後において当該業務に従事し又は戦闘に参加して、引き続き海外にある期間内に自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視することを相当と認めるときは、在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

4 第二項各号の規定の適用については、同項各号に規定する者が、昭和十六年十二月八日以後第四条第五項に規定する戦地において、第二項各号に規定する期間内に負傷し、又は疾病にかかった場合において、業務上以外の事由により又は戦闘に基かないで負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、援護審査会の議決により、業務上又は戦闘に基いて負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。ただし、第四条第五項に規定する戦地における第二項各号に規定する期間内若しくは前項に規定する海外にある期間内又はこれらの期間の経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内にその負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

5 第一項第一号の規定の適用については、第二条第一項第二号に掲げる者が、昭和十二年七月七日以後、戦闘又は作戦行動に関連する業務に従事中に業務上負傷し、又は疾病にかかったときは、当該業務が第二条第二項に規定する事变地又は戦地における勤務に係るものでない場合でも、在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

第二十六条第一項中「二万七千六百円（昭和二十八年十二月三十一日までは、二万五千二百円）」を「三万八千三百五円」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号及び第三

号」に、同条第二項中「死亡した者が死亡の当時受けるべき障害年金」を「死亡した者の死亡の当時における不具廃疾の程度に応ずる障害年金」に改める。

第三十二条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

一 その遺族年金が第二十三条第一項第一号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合には、第二十六条第一項の規定により算出した額から五千円を控除した額

二 その遺族年金が第二十三条第一項第二号又は第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合（第二十七条第二項の規定が適用される場合を除く。）には、第二十七条第一項の規定により算出した額から三千円を控除した額

三 その遺族年金が第二十三条第一項第二号又は第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合において、第二十七条第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額と同条第一項の規定により算出した額に対する割合を三千円に乗じて得た額を控除した額

第三十四条第一項中「（軍属については、昭和十六年十二月八日以後における在職期間）」を削り、同条第六項中「第二項」を「第六項」に、「第一項、第三項及び前項の場合に準用する。」を「甲慰金の支給について準用する。ただし、第二項、第三項、第五項又は第六項の規定の適用による場合は、この限りでない。」に改め、同項を第九項とし、同条第五項を第八項とし、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の規定の適用については、軍人軍属の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病（甲慰金の支給につき公務上の負傷又は疾病とみなされるものを含む。）でないものは、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。ただし、旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人については、その者が在職期間（旧恩給法施行令（（大正十二年勅令第三百六十七号））第七条に規定するもとの陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。）内又はその経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内に、それ以外の軍人軍属については、その者が第三条第二項に規定する事変地又は戦地における事変又は戦争に関する勤務を解かれた日（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつた者については、復員又は帰還の日）から一年（厚生大臣の指定する疾病については三年とする。）以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

一 昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人以外の軍人軍属にあつては第三条第二項に規定する事変地又は戦地におけるものに限る。）に関連する負傷又は疾病

二 昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員又は帰還するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視すること

を相当と認めるもの

- 3 前項の規定の適用については、旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者は、軍属とみなす。ただし、その者の遺族がその者の死亡に関し、恩給法第七十五条第一項第二号に掲げる額の扶助料を受ける権利を取得した場合は、この限りでない。
- 4 第一項の規定の適用については、次の各号の一に該当する者で、第二条第一項第二号又は第三号に該当しないものは、軍属とみなし、その者のそれぞれ各号に規定する負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。
  - 一 旧国家総動員法に基いて徴用され、又は総動員業務につき協力をさせられた者について、徴用又は協力に係る令書又は通知を受けた日から徴用又は協力を解除された日までの期間内における業務上の負傷又は疾病
  - 二 もとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者（昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者を含む。）について、その者の当該戦闘に参加した期間（国民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出動した期間）内における当該戦闘に基く負傷又は疾病
  - 三 もとの陸軍又は海軍の要請に基いてその作戦行動に関連する業務に従事した者で前各号に該当しないものについて、その者の第三条第二項に規定する事変地又は戦地における当該業務に従事した期間内における業務上の負傷又は疾病
  - 四 もとの陸軍又は海軍所属の病院に勤務し傷病者の救護の業務に従事した者について、その者の当該勤務の期間内における業務上の負傷又は疾病
- 5 第一項の規定の適用については、前項第一号、第三号若しくは第四号に規定する業務のため第三条第二項に規定する事変地若しくは戦地に赴いた者又は第三条第二項に規定する事変地若しくは戦地において前項第二号に規定する戦闘に参加した者が、昭和二十年一月一日以後において当該業務に従事し、又は戦闘に参加して、引き続き海外にある期間内に自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合において、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかつたものと同視することを相当と認めるときは、在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。
- 6 第一項の規定の適用については、前項の規定に該当する場合のほか、旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者は、軍属とみなし、その者の昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基く負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。
- 7 第四項各号の規定の適用については、同項各号に規定する者が、昭和十六年十二月八日以後第四条第五項に規定する戦地において、第四項各号に規定する期間内に負傷し、又は疾病にかかつた場合において、業務上以外の事由により又は戦闘に基かないで負傷

し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、援護審査会の議決により、業務上又は戦闘に基いて負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。ただし、第四条第五項に規定する戦地における第四項各号に規定する期間内若しくは第五項に規定する海外にある期間内又はこれらの期間の経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内にその負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

第三十五条第一項中「及び兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹及びこれらの者以外の親族（死亡した者の祭祀を主宰する者に限る。）」に改める。

第三十六条第一項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる者以外の親族（死亡した者の祭祀を主宰する者に限る。）

第三十七条第一項中「（第三十四条第三項から第五項までの規定により支給する弔慰金にあつては、一人につき三万円）」を削る。

第三十八条の二中「第三項又は第四項の規定」を「第三項、第四項又は第六項の規定」に改める。

#### 附 則

- 1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十三条の規定を適用する場合には、同条第一項第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは、第二条第一項第二号に掲げる者であつて公務上の負傷又は疾病が昭和十六年十二月八日前に生じたものの遺族については「昭和三十年十月一日」と、同条同項第三号に掲げる者の遺族については「昭和二十八年四月一日」とする。
- 3 この法律による第三条又は第二十三条の規定の改正により、その負傷、疾病又は死亡が障害年金、障害一時金又は遺族年金の支給の事由とされるに至つた者又はその遺族及び改正後の第四条第二項の規定においてその死亡が遺族年金の支給の事由とされるに至つた者の遺族に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合には、第七条第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年十月一日」と、第十一条第二号及び第二十九条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十年九月三十日」と、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十年十月二日」と、第十三条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十年十月」とする。
- 4 軍人軍属又は軍人軍属であつた者（改正後の第二十三条第二項の規定により軍属とみなされる者及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号。以下「法律第百八十一号」という。）附則第二十項に規定する日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者を含む。）の遺族のうち、それぞれ次の各号に規定する期間内に、婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下次項において同じ。）し、又は養子となつたことにより、第二十九条（附則第十二項及び法律第百八十一号附則第二十項の規定により準用する場合を含む。）の規定により遺族年金の支給を受けることができな

つた者又は第三十一条（附則第十二項及び法律第百八十一号附則第二十項の規定により準用する場合を含む。以下次項において同じ。）の規定により遺族年金の支給を受ける権利を失なつた者で、この法律の施行の日において配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のないものとなり、また、同条第五号又は第六号に規定する養子でなくなつてゐるものは、この法律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得する。

- 一 第三条若しくは第二十三条の規定の改正により、又は改正後の第四条第二項の規定若しくは附則第十二項の規定において、その死亡が遺族年金支給の事由とされるに至つた者の遺族にあつては、昭和二十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの期間
  - 二 第二条第一項第三号に掲げる者若しくは同号に掲げる者であつたものの遺族又は日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者の遺族にあつては、昭和二十一年二月一日から昭和二十八年八月六日までの期間
  - 三 前各号に掲げる者以外の軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族にあつては、昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの期間
- 5 次の各号の一に該当する者は、前項の規定にかかわらず、遺族年金を受ける権利を取得しない。
- 一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者
  - 二 婚姻し、若しくは養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一条第一号から第三号までのいずれかに該当し、又は婚姻し、若しくは養子となつたこと以外の事由により同条第四号に該当した者
- 6 第四項の遺族年金は、昭和三十年十月分から支給する。
- 7 第三条若しくは第三十四条の規定の改正により、又は改正後の第四条第二項の規定において、その死亡が弔慰金支給の事由とされるに至つた者の遺族に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合には、第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第三十八条第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年四月一日」と、第三十六条第一項第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十年九月三十日」と、第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十年十月二日」とする。
- 8 この法律の施行前に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（改正前の第三十四条第三項又は第四項の規定により軍属とみなされる者を含む。）に関し、改正前の第三十五条及び第三十六条の規定により弔慰金の支給を受ける権利を有する者がある場合においては、弔慰金を受けるべき遺族の順位については、第三十五条及び第三十六条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 この法律の施行前に改正前の第三十四条第三項から第五項までの規定に該当する事由

に基き裁定された弔慰金については、その額を改正後の第三十七条に規定する金額に改定し、その増額分について別に同条に規定する国債を交付するものとし、その発行の日は、昭和三十年十月一日とする。

- 10 この法律の施行前に発生した改正前の第三十四条第三項から第五項までの規定に該当する事由に基き、この法律の施行後裁定される弔慰金は、三万円と二万円とに区分して、第三十七条に規定する国債を交付するものとし、うち二万円に係る国債の発行の日は、昭和三十年十月一日とする。
- 11 改正後の第四条第二項の規定の適用により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされる者の遺族に対し、この法律の施行前に、改正前の第三十四条第二項の規定の適用により弔慰金を支給していた場合においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十五条の二の規定の適用については、当該弔慰金は、改正前の第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給したものとみなす。
- 12 軍人軍属（改正後の第三十四条第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）又は軍人軍属であつた者が、今次の終戦に関連する非常事態にあたり、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、援護審査会において公務による負傷又は疾病により死亡したものと同視すべきものと議決した場合においては、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金に関する規定を準用する。
- 13 前項に規定する者の死亡に関し、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十五条の三第一項の規定により扶助料の額が改定され、又はその者の遺族が同項に規定する扶助料を受ける権利を取得する場合には、前項の遺族年金は、支給しない。
- 14 附則第十二項の遺族に関し戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第三十八条第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年十月一日」と、第二十九条第二号、第三十六条第一項第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十年九月三十日」と、第三十条第一項中「昭和二十八年四月」とあるのは「昭和三十年十月」と、第二十五条第一項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十年十月二日」と読み替えるものとする。
- 15 障害年金又は遺族年金の支給事由と同一の事由により旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）の規定による年金を受ける権利を有する者がある場合においては、特別措置法の規定による年金の支給を受けることができる期間、当該障害年金又は遺族年金は、支給しない。ただし、障害年金については、その額が同一の事由により支給される特別措置法の規定による年金の額をこえる場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

- 16 前項の規定は、この法律の施行の際現に障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者については、適用しない。
- 17 第二十六条の規定の改正による遺族年金の額の改定及び附則第九項の規定による甲慰金の額の改定は、厚生大臣が、受給者の請求を待たずに行う。

## 理 由

遺族年金について、これを支給すべき遺族の範囲及び支給事由を拡大し、かつ、年金額の引上を行い、また、弔慰金について、これを支給すべき遺族の範囲を拡大し、かつ、その支給金額の統一を図るとともに、公務上の傷病の範囲に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

総額 約二十二億七千七百万円（昭和三十年）